

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでおります。
- また、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の健全性と透明性の充実に努め、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。
- ・株主の権利を尊重し、平等性の確保に努める。
 - ・株主や顧客をはじめ、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な関係の維持に努める。
 - ・会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努める。
 - ・取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
 - ・株主との間で建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社の政策保有株式の保有方針は、継続的な取引関係の維持、関係強化等により企業価値の向上を目的としており、主要な政策保有株式の保有の合理性については、定期的に取締役会に報告することとしております。

また、当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、当社の保有方針及び株主共同の利益を勘案した上で、中長期的な視点から賛否を判断しております。なお、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか等の具体的な精査方法については、検討を継続してまいります。

【補充原則4 - 3 ・ CEOの選任・解任手続の整備】

当社では、独立した諮問委員会を設置していませんが、CEOの選任・解任の手続については、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えたCEOを選任しております。

また、CEOの解任については、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合において、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、判断することとしております。

一層の客観性・適時性・透明性のある手続きの検討を継続してまいります。

【補充原則4 - 10 任意の諮問委員会の設置等】

当社は、取締役の選任・報酬の検討に当たり、任意の諮問委員会は設置していませんが、指名・報酬等の特に重要な事項に関しましては、取締役の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を最大限に活用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の取締役及びその近親者その他の関連当事者との間で競業取引又は利益相反取引を行う場合、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ取締役会の承認を要するものとしております。また、当社の取締役及びその近親者その他の関連当事者との競業取引又は利益相反取引を把握するため、各取締役・監査役に取引の有無等を定期的に確認しております。

関連当事者との取引条件ないし取引条件の決定方針等については、招集通知及び有価証券報告書に開示しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金制度はありません。従業員の資産形成のため、確定拠出年金制度(401K)を採用しています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(会社の目指すところや経営戦略、経営計画)

当社グループは、ホームセンター事業を通じて、より豊かで快適な住まいと暮らしの実現をサポートすることを目標に、多彩な商品とサービスを顧客に提供し、消費者生活の向上に役立ち、社会に貢献することを経営の基本理念としております。経営の基本理念の実現を通じて、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図っております。

また、当社グループは、平成30年4月に公表した「第2次中期経営計画(2018 - 2020) ~もっと大好きや!! コーナン~」において、中期的な目標を掲げ、令和元年5月に公表した「New Stage 2025」で長期ビジョンを掲げております。当該中期経営計画・長期ビジョンは、当社ホームページ(<https://www.hc-kohnan.com/>)に開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでおります。

また、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の健全性と透明性の充実に努め、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性の確保に努める。
- ・株主や顧客をはじめ、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。

- ・会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努める。
 - ・取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
 - ・株主との間で建設的な対話に努める。
- コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、有価証券報告書に開示しております。

(取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続)

当社の取締役の報酬額は、株主総会の決議により決定した報酬の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して、各取締役の報酬額を決定しております。

取締役の報酬額の決定方法は、有価証券報告書に開示しております。

(取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続)

当社の取締役会は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、かつ、性別、年齢、国籍に関係なく、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる資質を備えた者を取締役候補者として選定し、株主総会に付議しております。

また、当社の取締役会は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、かつ、性別、年齢、国籍に関係なく、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討した上で、監査役候補者を選定し、監査役会の同意を経た上で、株主総会に付議しております。

社外取締役・社外監査役については、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たした者を候補者に選定しております。当社との利害関係については、有価証券報告書に開示しております。

(取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明)

株主総会に取締役・監査役の選任議案を付議する場合は、招集通知に選任理由を開示しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令並びに定款に定める事項のほか、決議・報告する事項を取締役会規程に定めて運用しております。

また、当社は、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、法令、定款及び取締役会規程に記載する事項以外の意思決定は、経営陣に委任しており、意思決定を委任する経営陣及び委任する事項は、稟審規程に定めて運用しております。

【原則4 - 9 社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性判断基準を定めており、その基準を満たした独立性を有する者であり、かつ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる資質を備えた者を社外取締役に選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役が独立性を有すると判断するには、当該社外取締役及び社外監査役が、以下のいずれにも該当する者であってはならないものとしております。

1. 当社及び当社の子会社の業務執行取締役等

- (1) 最近10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行取締役又は使用人であった者
- (2) 最近10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行取締役又は重要な使用人であった者の配偶者又は二親等内の親族(以下「近親者」という。)

2. 主要株主の業務執行取締役等

- (1) 最近5年間に於いて、当社の個人主要株主であった者(議決権所有割合10%以上の株主。)又はその近親者
- (2) 最近5年間に於いて、当社の法人主要株主の業務執行取締役又は重要な使用人であった者若しくはその近親者
- (3) 当社が主要株主である会社の業務執行取締役又は重要な使用人

3. 主要取引先の業務執行取締役等

- (1) 最近3年間に於いて、当社を主要取引先としていた会社(その会社の年間売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた会社。)の業務執行取締役又は重要な使用人であった者若しくはその近親者
- (2) 最近3年間に於いて、当社の主要取引先であった会社(当社に対して、当社の年間売上高の2%以上の支払いを行った会社。)の業務執行取締役又は重要な使用人であった者若しくはその近親者
- (3) 最近3年間に於いて、当社の主要取引金融機関(資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関。)に所属していた者又はその近親者
- (4) 最近3年間に於いて、当社の会計監査人である監査法人に所属していた者又はその近親者
- (5) 最近3年間に於いて、役員報酬以外に、当社から多額の金銭その他の財産上の利益を得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(個人の場合は、年間1千万円以上の支払いを、当社から受けた者。 法人の場合は、その法人の年間収入の2%以上の支払いを、当社から受けた法人に所属していた者。)若しくはその近親者

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役の員数は、定款の定めにより20名以内とし、その3名は社外取締役としております。当社の監査役の員数は、定款の定めにより5名以内とし、その3名は社外監査役としております。

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、かつ、性別、年齢、国籍に関係なく、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる資質を備えた者を選定することとしております。また、取締役の任期は、定款の定めにより1年とし、毎年株主総会決議による選任の対象としております。

当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、かつ、性別、年齢、国籍に関係なく、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を備えた者を選定することとしております。

社外取締役・社外監査役については、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たした者を選定することとしております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況】

個々の取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会全体の実効性について自己評価・分析を実施しております。

自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。なお、回答にあたっては外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報

告を踏まえた上で、取締役会において、分析・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。
アンケートの回答からは、開催頻度や審議項目数等、おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会の実効性については確保されていると認識しております。
一方で、トレーニングの機会などの意見が出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。今後、本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行った上で、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社の取締役・監査役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積んでおります。
当社は、適宜社内研修を行うほか、必要に応じて社外研修を活用するなど、個々の取締役及び監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制の整備と取組みに努めております。
・当社は、IR広報室が株主をはじめ投資家との対話を企画・実施し、IR広報室を所管する取締役が株主をはじめ投資家との対話のための活動全般を統括しております。
・当社は、株主をはじめ投資家との対話に向けて、IR広報室が関連部署と連携し、正確で偏りのない情報を提供しております。
・当社は、社長主催の決算説明会や投資家との面談を定期的に行うとともに、適宜、投資家向け説明会や電話会議を行い、株主をはじめ投資家との対話の手段の充実に努めております。
・当社は、株主をはじめ投資家との対話において寄せられた意見等については、適宜IR広報室を所管する取締役に報告するほか、必要に応じて社長に報告し、対応を検討しております。
・当社は、社内規程である内部者取引の規制規程に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主をはじめ投資家との対話を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
疋田 耕造	4,107,093	11.84
港南株式会社	2,040,070	5.88
疋田 直太郎	1,795,440	5.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,546,100	4.46
コーナン商事取引先持株会	1,217,950	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,050,100	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	956,500	2.76
JP MORGAN CHASE BANK 385632	709,904	2.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	588,998	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	512,200	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
似鳥 昭雄	他の会社の出身者								○			
田端 晃	弁護士											
太田垣 啓一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
似鳥 昭雄	○	当社と似鳥氏が業務執行者である株式会社ニトリホールディングスとの間には建物の賃貸借の取引関係がありますが、当社が定める社外役員の独立性判断基準に規定する金額基準を超えるものではなく、経済的に依存している関係ではありません。	日本最大級のホームファニッシングチェーンであるニトリグループの株式会社ニトリホールディングス代表取締役会長であるなど、企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任しております。 また、社外取締役としての職務を遂行するに当たって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しております

田端 晃	○	——	弁護士として企業の法務に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任しております。 また、社外取締役としての職務を遂行するに当たって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しております。
太田垣 啓一	○	——	大手総合化学会社である東ソー株式会社の代表取締役副社長を歴任するなど、企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任しております。 また、社外取締役としての職務を遂行するに当たって、一般株主と利益相反がないと判断されるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務・財産の状況調査をするなどの方法により、取締役の業務執行を監査しております。また、監査役は、内部監査部の監査結果について検討を行い、必要に応じて再調査を求めています。

内部監査部(専任者6名)は、年間の内部監査スケジュールに基づいて、本部及び店舗へ往査し、内部監査を実施しております。また、内部統制の充実を図るため、内部統制関係部署(総務部、経営企画部、経理部)と連携しながら、内部監査を通じて内部統制体制の整備・運用状況の評価を行っており、財務報告に係る内部統制については、社内の独立的評価部署として有効性評価を行っております。これらの内部監査の結果については、社長に報告するとともに、監査役にも報告し、適宜、内部統制の是正・改善に向けた意見交換を行っております。財務報告に係る内部統制については、評価結果を踏まえて会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

監査役と内部監査部とは定期的に、かつ、随時に会合を持ち、業務執行の監査が効率的かつ効果的に実施されるように意見・情報交換を行っております。また、監査役は会計監査人とも定期的に会合を開催し、監査計画、監査手続及び監査結果についての意見交換を行っており、緊密な連携を図っております。さらに、監査役と社外取締役とは、随時に会合を持ち、業務執行の監督又は監査が効率的かつ効果的に実施されるように意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥田 純司	弁護士													
小倉 健之亮	他の会社の出身者													
佐野 美博	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥田 純司	○	_____	業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、弁護士としての高い見識と専門的見地に基づく監査機能の発揮が期待できるため、社外監査役として選任しております。 また、社外監査役としての職務を遂行するに当たって、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
小倉 健之亮	○	_____	業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、企業経営における幅広い経験と高い見識に基づく監査機能の発揮が期待できるため、社外監査役として選任しております。 また、社外監査役としての職務を遂行するに当たって、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
佐野 美博	○	_____	業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、税理士としての高い見識と専門的見地に基づく監査機能の発揮が期待できるため、社外監査役として選任しております。 また、社外監査役としての職務を遂行するに当たって、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

平成17年5月に役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、要支給額相当額についてストックオプションを割当てております。
また、平成29年5月25日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

平成17年5月26日時点で在任の取締役・監査役が対象。現在は取締役1名が対象。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の額は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役と社外監査役とは主として総務部が担当部署として当社の重要事項について報告し、必要な助言を頂くなど緊密な連携を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置しております。また、業務執行の効率化とスピードアップを図ることを目的に執行役員制度を導入しております。

取締役会は取締役10名(うち社外取締役3名)で構成され、原則毎月1回開催し、経営上の最高意思決定機関として、経営方針・経営戦略などの重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務・財産の状況調査をするなどの方法により、取締役の業務執行を監査しております。

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査法人の会計監査および財務報告に係る内部統制監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に取り組んでおります。取締役会及び執行役員が効率的かつ迅速な意思決定を行い、監査役が取締役の職務の執行を監査するとともに、社外取締役及び社外監査役が客観的・中立的立場から監視を行う、現状の企業統治の体制が最良のコーポレートガバナンス体制であると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期日より前に招集通知を発送しております。また、招集通知の発送前に東京証券取引所への開示及び当社ホームページへの掲載を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネット等による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	株主総会における報告・説明のビジュアル化を図り、わかり易い説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとのアナリスト・機関投資家向け説明会を東京と大阪でそれぞれ開催しております。 四半期ごとの大阪と年2回(2月末の決算と8月末の中間決算)の東京におけるアナリスト・機関投資家向け説明会合計6回は代表取締役社長自身の主催によります。	あり
IR資料のホームページ掲載	中間・期末報告書をホームページに掲載しており、その中で代表取締役社長が株主の皆様へ報告・挨拶をしております。また、決算短信・四半期決算短信、決算情報をはじめとする適時開示情報、中期経営計画・長期ビジョン・決算説明会資料・月次売上動向等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室を設置しております。	
その他	機関投資家・アナリストへの個別訪問、スモール・ミーティング等を実施し、当社の業況について丁寧に説明しております。また、当社に対する各種取材・問合せにも積極的に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の事業活動は、顧客、取引先、株主、従業員、地域社会等多様な利害関係者との取引等の関係をとおして行われるほか、企業としての社会的責任を果たすことも要請されるため、事業遂行に際して遵守すべき項目を基本的な方針として明確にするため、「行動指針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、森林保全活動の一環として、「コーナン DIYの森」において、植林等を行っております。また、社会貢献活動の一環として、地方自治体へ寄付を行っております。さらに、環境貢献活動の一環として、一部の店舗や流通センターの屋根に太陽光発電設備を設置し、クリーンな電力を提供しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家に対する、経営に関する事項・事業活動状況等の企業情報の開示については、関係法令に従い、積極的かつ公正に行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。その内容は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動を展開するにあたり、法令及び定款等を遵守することが経営の最重要課題の一つであることから、「行動指針」を定め、コンプライアンス意識の周知・徹底に努める。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス経営の推進を図るほか、法令等に違反する行為を早期に発見し、是正するため、通報窓口を社内外に設置するとともに社内に相談窓口を設置する。さらに、社長直轄の内部監査部が各部署の業務遂行状況を定期的に監査し、その結果を社長に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に則り、財務報告に関する内部統制体制の整備を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の保存及び管理については、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「特定個人情報取扱規程」等に基づき、保存及び管理を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業活動に関する各種リスクに対しては、事業の内容に応じて設置した部署の長がそれぞれの部を統括し、各部がそれぞれ法令、規程等に基づいて対応する。また、主要な業務については、「内部管理規程」、「財務報告に係る内部統制実施規程」を遵守するほか、「リスクコントロール・マトリックス」を作成し、その運用によりリスク及び損害の発生の回避に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等により、職務の責任と権限を明確にし、迅速かつ効率的な業務執行を行う。また、原則毎月1回開催される取締役会のほか、必要に応じて各種会議体を設けて当社全体の意思統一及び経営方針の徹底を図り、効率的な業務執行の推進に努める。

5. 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制に関する諸規程は、子会社にも準用し、共通の認識のもとに事業活動を行う。また、当社から子会社に役職員を派遣するとともに、子会社の業務執行状況を適宜把握する。当社と子会社間の取引にあたっては、法令及び規程等を遵守する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役がその職務を補助するため、使用人を置くことを求めた場合は、社内において必要な体制を迅速に確保する。この場合、使用人の当社の取締役からの独立性を確保するため、使用人の任免、評価等については、監査役会と協議する。

7. 当社の監査役への報告に関する体制及び当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会をはじめとする主要な会議体に出席できるほか、監査役会から求めがあった場合、当社並びに当社の子会社の取締役及び使用人は、監査役会に出席して報告する。当社の監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

8. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他当社の監査役が実効的に執行されることを確保するための体制

当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、当社の監査役は、会計監査人から会計監査及び財務報告に係る内部統制監査の内容について説明を受けるほか、必要に応じて、弁護士、会計監査人等から助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を毅然とした態度で遮断する。また、役職員に対する教育・啓蒙活動を通じて周知徹底を図るとともに、事案発生時には警察等外部の機関と連携し、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら組織全体で法律に則した対応を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

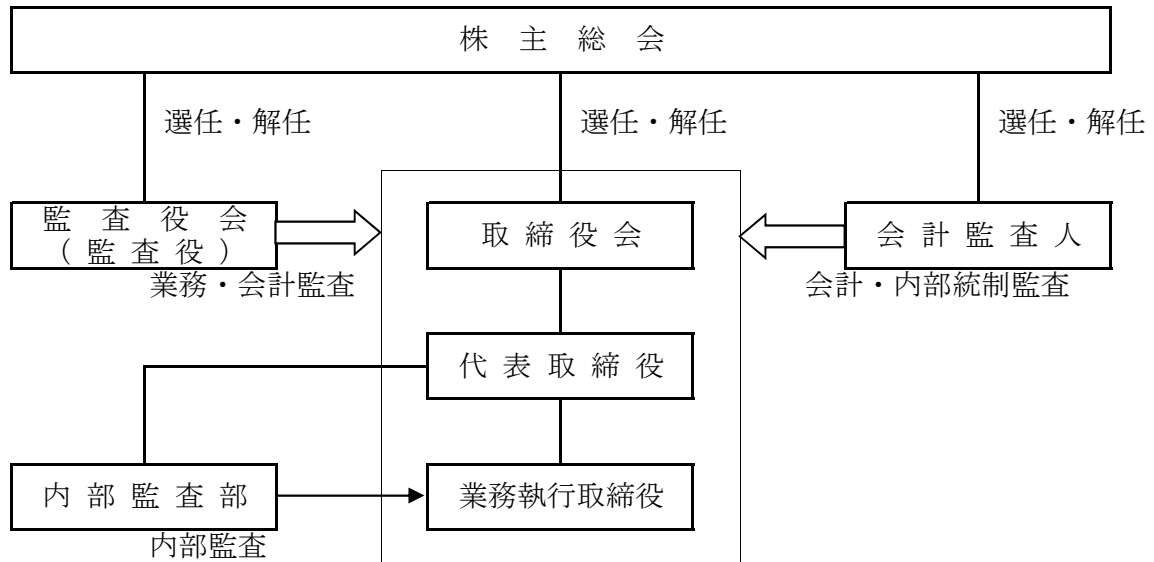
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「コーナン商事株式会社行動指針」を定め、企業倫理及びコンプライアンスを重視する誠実かつ公正な企業活動を行い、会社情報の適時開示について、当社株式等を上場している金融商品取引所の適時開示規則等を遵守し、株主及び投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報を、適時、公平かつ正確に開示するよう努めております。

また、会社情報の適時開示に係る所管部署をIR広報室としております。会社の重要な情報はIR広報室に集約され、IR広報室の責任者がIR広報室担当役員(情報取扱責任者)に報告・検討し、適時開示規則等に基づき適時開示の要否の判断を行い、決定・発生後速やかにTDネットにより情報を開示しております。

【模式図】

1. コーポレートガバナンスの体制



2. 適時開示までの流れ

